

岩手県告示第159号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

令和5年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 二級河川閉伊川水系閉伊川

2 指定区間

- (1) 左岸 宮古市茂市第5地割111番地1地先（刈屋川合流点）から宮古市大字千徳第12地割字羽黒坊1番地1地先（花輪橋）まで
- (2) 右岸 宮古市茂市第8地割94番地1地先（刈屋川合流点）から宮古市大字田鎖第12地割字糸濱場94番1地先（根市河制工）まで